

総合事業に関する事業所説明会（第2回）に関するQ&A（平成29年3月14日版）

	サービス種別等	項目	質問	回答	担当班
1	対象者とサービス利用の手続き	事業対象者について	事業対象者も現行相当の通所介護について、週2回の利用が可能か。	事業対象者について、現行相当の通所介護を週2回の利用はできません。 週2回の利用希望がある場合は、更新申請により「要支援2」の認定が必要です。（説明会資料P6参照）	地域支援担当班
2	対象者とサービス利用の手続き	介護予防居宅療養管理指導について	現在、要支援1・2で介護予防通所介護及びケアプランを作成していない介護予防居宅療養管理指導を利用している者が、事業対象者になることはできるのか。	介護予防居宅療養管理指導については、ケアプラン作成の有無にかかわらず、事業対象者は利用できません。	給付・地域支援担当班
3	訪問型サービス	現行相当サービスとサービスAの選定について	訪問型サービスの現行相当とサービスAの振分けはケアマネジャーが行うのか。	サービスの選択については、ケアマネジャーが実施するケアマネジメントにおいて、利用者の心身の状況、その置かれている環境等のアセスメントを行い、利用者の選択に基づき、自立に向けた適切なサービスが提供されるようケアプランに位置付けるものと考えます。	地域支援担当班
4	訪問型サービス	訪問型サービスAの個別計画について	「必要に応じ個別サービス計画の作成」とは具体的にどのような場合か。	訪問型サービスAを利用する目的やその状態（例えば、継続した利用がなければ精神疾患等の理由により、状態が悪化する可能性がある方のケースなど）によりますが、最終的には複合的な条件を勘案の上、各事業者において判断されるべきものと考えます。	事業推進担当班
5	通所型サービス	通所型サービスAの個別計画について	「必要に応じ個別サービス計画の作成」とは具体的にどのような場合か。	通所型サービスAを利用する目的やその状態（例えば、閉じこもり予防を目的に利用するが、精神疾患等で継続した利用が難しく、特別な支援や経過的な観察・評価が必要な場合など）によりますが、最終的には複合的な条件を勘案の上、各事業者において判断されるべきものと考えます。	事業推進担当班
6	通所型サービス	想定する対象者について	想定する対象者についての記載があるが、該当者とみなされるか否かの判断は「主治医意見書」や「認定調査票」に記載がある場合なのか。	現行相当サービスは現行の介護予防通所介護と同様に、資格職による身体的機能や生活機能向上のための機能訓練を行うことから、サービスの選択については、ケアマネジャーが実施するケアマネジメントにおいて、利用者の心身の状況、その置かれている環境等のアセスメントを行い、想定する対象者に該当するかの判断をしてください。	地域支援担当班
7	請求事務について	契約について	利用者が入院した場合、契約解除となるのか。（入院期間中の取扱いについて）	契約解除の取り決めは、事業者と利用者間の契約において定められるものと考えます。	事業推進・地域支援・給付担当班

総合事業に関する事業所説明会（第2回）に関するQ&A（平成29年3月14日版）

	サービス種別等	項目	質問	回答	担当班
8	請求事務について	住所地特例者について	住所地特例対象者ではない大分市に住民票がある利用者が、A市の総合事業サービスを利用する場合はどうなるのか。	大分市に住民票がある利用者は、A市の総合事業サービスを受けることはできません。A市に所在する事業所であっても、大分市の総合事業サービスを提供することになるため、大分市の総合事業の指定※を受けている必要があります。※みなし指定は全市町村に及ぶため、大分市へ書類の提出は必要ありません。	給付担当班
9	請求事務について	契約について	事業対象者で総合事業サービスを利用中の者が認定申請を行い、明らかに要介護認定であれば、暫定でのサービス導入時に、総合事業サービスを契約解除して、介護給付サービスを契約して利用しても良いか	貴見のとおりです。	給付・地域支援担当班
10	請求事務について	同月内の異なる事業所の利用について	月途中で利用をやめて、同月内で他の事業所の利用をすることはできるのか。	可能です。（説明会別添資料4参照）	給付担当班
11	請求事務について	日割り請求について	事例②で契約日の翌月からサービスの利用が開始された場合は、翌月の利用開始日から算定（日割なし）とあるが、日割が行われないということは「利用開始日」は利用開始月で良いということか。	貴見のとおりです。 説明会資料では「翌月の利用開始日から算定」からとなっていました。が、正しくは「 利用開始月から算定 」です（説明会資料P11修正しました）	給付担当班
12	請求事務について	日割り請求について	事例③で月の途中で契約解除した場合は、契約解除日を起算日とした日割請求とあるが、最終利用日が末日でない場合は、最終利用日までで日割り請求を行うことになるのか。	例えば、最終利用日3月24日・契約解除日3月31日の場合、契約解除日の3月31日が起算日となりますので、日割請求ではなく月額請求です。	給付担当班
13	請求事務について	事業対象者の認定申請中のサービス利用について	事業対象者の認定申請中の暫定ケアプランによる「サービス導入（変更）日」はケアマネジャーに確認すれば良いのか。	貴見のとおりです。	給付担当班
14	請求事務について	既要支援認定者の有効期間内の利用について	29年9月末まで要支援認定有効期間があるが、3月末時点ではサービス利用していなかった者が、4月以降新たに通所型の現行相当サービスを利用した場合、予防給付で請求するのか、総合事業コードでの請求となるのか。	要支援認定有効期間内は、予防給付での請求となります。	給付担当班

総合事業に関する事業所説明会（第2回）に関するQ&A（平成29年3月14日版）

	サービス種別等	項目	質問	回答	担当班
15	介護予防ケアマネジメント	既要支援認定者の有効期間内の緩和型サービス利用について	29年9月末まで要支援認定有効期間がある介護予防訪問介護の利用者が、4月から訪問型サービスAに変更することは可能か。	要支援認定有効期間満了時にケアプランが見直され、訪問型サービスAの利用を検討していただくことを想定していますが、有効期間満了前でも本人が希望した場合は、本人の心身の状況、置かれている環境等をアセスメントした上で、ケアプランを変更して利用することは可能です。	地域支援担当班
16	その他	訪問型・通所型サービスCの実施地域について	利用者が居住エリア以外で実施している事業所を選択することができるのか。	できません。 居住エリアで実施している事業所から選択することとなります。例えば、上野ヶ丘圏域に居住している利用者は、中央エリア①で実施している事業所を利用することとなります。（説明会資料P19参照）	地域支援担当班
17	その他	訪問型緩和サービスA養成研修について	研修の実習先として協力した場合、制度の概要や高齢者の特性などの講座も実施することになるのか。	訪問介護事業所に協力をお願いするのは実習のみです。	地域支援担当班
18	その他	訪問型緩和サービスA養成研修について	次年度以降、定期的開催予定か。	29年度以降、定期的開催する予定です。	地域支援担当班
19	その他	指定申請について	指定申請時に全ての人員の氏名を記載する必要があるか。（決定日までに記入するということではだめか）	原則記載の上、提出してください。 記載が困難な場合は個別で対応しますので、ご相談ください。	事業推進担当班